

日頃の訓練、チームワークでひとつに!

## 自衛消防隊 消火競技大会



◀チームワークで消火にあたる(消火バケツ操作の部)



▲的確に狙いをつけて水消火器を扱う隊員(消火栓操作の部)

3月12日、天理駅前の西1駐車場で「自衛消防隊消火競技大会」が開かれました。

これは、山辺広域行政事務組合管内(天理市、山添村、川西町、三宅町、田原本町)各事業所の自衛消防隊の育成強化や消火技術を磨くために行われたもので、消火活動の迅速さ、的確さ、連携などを競う大会です。

集まった25隊の隊員たちは、屋内消火栓・消火バケツ操作の部に分かれ、任務に全力を尽くしていました。

ご存じですか?

## 国民年金には「学生納付特例制度」と「若年者納付猶予制度」があります

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。しかし、学生は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する人です。

また、夜間・定時制課程や通信制課程の人も含められますので、ほとんどの学生の方が対象となります。学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなります。

◆問い合わせ 保険医療課給付係(☎内線714・720)、桜井年金事務所国民年金課(☎0744-42-0033)へ

また、学生でない30歳未満の方の場合には、本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」があります。これらの制度の申請を行わず、保険料を未納のままにしておくと、不慮の事故などにより障害が残った場合に、障害年金を受けることができなくなります。

なお、承認された期間は老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に算入されますが、年金額には反映されません。就職などで収入が得られるようになった場合は、将来受け取る年金を増額するため、10年以内であれば、保険料を納めることができる「追納制度」を利用されることをお勧めします。